○苫小牧市民会館条例施行規則

昭和43年10月15日

規則第41号

改正　昭和44年４月１日規則第17号

昭和45年４月１日規則第21号

昭和46年９月１日規則第46号

昭和47年10月23日規則第22号

昭和48年３月２日規則第４号

昭和48年４月25日規則第20号

昭和48年６月１日規則第23号

昭和49年４月16日規則第22号

昭和51年４月１日規則第７号

昭和51年12月22日規則第48号

昭和52年２月１日規則第２号

昭和53年12月21日規則第45号

昭和54年２月８日規則第１号

昭和55年４月30日規則第20号

平成３年10月21日規則第28号

平成４年３月28日規則第５号

平成７年３月16日規則第４号

平成８年１月23日規則第１号

平成10年８月31日規則第37号

平成11年３月31日規則第13号

平成14年５月17日規則第25号

平成18年３月31日規則第19号

平成20年３月31日規則第13号

平成22年３月31日規則第14号

平成25年３月31日規則第13号

（目的）

第１条　この規則は、苫小牧市民会館条例（昭和43年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（使用許可の申請）

第２条　条例第３条第１項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、事前に市民会館使用許可申請書（第１号様式）を館長に提出しなければならない。

２　次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める事項を第１項の申請書に記載しなければならない。

⑴　条例第８条の許可を受けようとする場合　その旨及び当該許可に係る行為（以下「特別の設備の設置等」という。）の内容

⑵　条例第13条の許可を受けようとする場合　その旨及び当該許可に係る行為（以下「物品の販売等」という。）の内容

３　第１項の申請書は、次の各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

⑴　大ホール、小ホール及びこれらとあわせて同一の行事に使用し、又は婚礼に使用する場合の会議室等は、使用開始日の１年前から３日前まで

⑵　会議室等（前号の場合を除く。）は、使用開始日の３箇月前から３日前まで

（使用許可書の交付）

第３条　館長は、使用許可をするときは、使用許可書を申請者に交付する。

（使用許可の変更及び取消しの申出）

第４条　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可を受けた事項（使用期日及び使用場所を除く。）を変更しようとするときは、当該変更について館長に申し出て使用許可を受けなければならない。

２　使用者が使用許可の取消しの申出をするときは、速やかに市民会館使用許

可取消申出書（第２号様式）を館長に提出しなければならない。

（規則で定める使用料等）

第５条　苫小牧市民会館（以下「会館」という。）の附属施設及び備付物品の使用料並びに暖房料（以下「附属施設使用料等」という。）は、別表１から別表３までのとおりとする。

２　暖房料の徴収期間は、10月15日から翌年の５月15日までとする。ただし、気候の状態により、館長が必要と認めたときは、適宜これを変更することができる。

３　条例別表備考第２項の各時間区分の開始及び終了の時刻は、次のとおりとする。

⑴　午前　午前９時から正午まで

⑵　午後　午後１時から午後５時まで

⑶　夜間　午後６時から午後10時まで

⑷　１日　午前９時から午後10時まで

４　条例別表備考第６項の規則で定めるところにより計算した額は、各時間区分の開始時刻前又は終了時刻後に会館を使用した時間（以下「超過時間」という。）１時間（１時間未満の端数は、１時間とする。）につき、超過時間の属する時間区分（超過時間が時間区分に属さないときは、その直後の時間区分（超過時間が午後10時以降のときは、夜間））について同表に定める使用料（附属施設使用料等を含む。以下同じ。）の額の３割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（使用料の納入）

第６条　使用料は、使用許可書交付の際に納入しなければならない。

２　附属施設、備付物品の使用の変更、使用時間の超過その他の理由により納入した使用料に不足を生じたときは、前項の規定にかかわらず使用後に不足額を徴収する。

３　使用料を前納することができない特別の理由がある場合は、第２条第１項

の申請書の提出の際に、その旨を市民会館使用料延納申出書（第３号様式）により申し出なければならない。

４　前項の申出をして使用許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、別に定める納期限までに使用料を納入することができる。

（使用料の減免）

第７条　条例第４条第４項及び別表備考第７項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、市民会館使用料減免申請書（第４号様式）を第２条第１項の申請書に添えて提出しなければならない。

２　条例別表備考第７項に規定する規則で定める団体とは、次の各号に掲げるものとする。

(1)　苫小牧市文化団体協議会及びこれに加盟している団体（連合体である団体又は二以上の団体が共同して行う催し及びそのための会議に使用する場合に限る。）

(2)　苫小牧市PTA連合会

(3)　苫小牧市内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校、専修学校及び各種学校

(4)　苫小牧市社会福祉協議会その他の社会福祉団体及び社会奉仕団体

３　条例別表備考第７項に規定する規則で定める目的とは、前項各号に定める団体がその構成員を対象として大会又はこれに相当する会議に使用する場合及び直接一般市民を対象として文化又は福祉の増進に寄与するような催しに使用する場合とする。

（使用料の還付）

第８条　条例第５条ただし書の規定による使用料の還付については、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　条例第５条第１号に該当するときは、使用料の全額を還付する。

(2)　大ホール、小ホール及びこれらとあわせて同一の行事に使用し、又は婚礼に使用する場合の会議室等の使用者が使用期日の90日前までに使用許可

の取消しを申し出たときは、使用料の全額を還付する。ただし、使用期日の45日前までに使用許可の取消しを申し出たときは、条例第４条第１項の使用料の５割及び附属施設使用料等の全額を還付する。

(3)　会議室等（前号の場合を除く。）の使用者が使用期日の20日前までに使用許可の取消しを申し出たときは、使用料の全額を還付する。ただし、使用期日の10日前までに使用許可の取消しを申し出たときは、条例第４条第１項の使用料の５割及び附属施設使用料等の全額を還付する。

（特別の設備の設置等）

第９条　条例第８条に規定する「特別の設備をし、又は既存の設備を変更しようとするとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

(1)　会館内の備付物品等を目的外に使用し、又はあらかじめ設備された備付物品等を大巾に模様替えをして使用しようとするとき。

(2)　商品、展示品、見本品等を持ち込もうとするとき。

(3)　拡声装置、電蓄、ギターアンプ、照明器具、電熱器、テレビラジオ等コンセントを使用する器具類を持ち込もうとするとき。

(4)　その他前各号に準じる行為をしようとするとき。

２　第２条第２項第１号に定める事項を同条第１項の申請書に記載して使用許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、当該記載に係る特別の設備の設置等をすることができる。

（物品の販売等）

第10条　第２条第２項第２号に定める事項を同条第１項の申請書に記載して使用許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、当該記載に係る物品の販売等をすることができる。

（催物の内容の報告）

第11条　会館を映画会、演劇会、音楽会その他これに類する催物のために使用する者は、使用期日の３日前までにその内容をプログラム等により館長に報告しなければならない。

（使用者の守るべき事項）

第12条　使用者は、係員の指示に従い、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　入場人員は、各室等に収容できる人員以内とすること。

⑵　備付物品等の取扱い及び一般入場者の整理を適切に行なうこと。

⑶　あらかじめ指定された場所以外では火気を使用しないこと。

⑷　会館及び会館敷地内には無断で看板、ポスター等の掲示をしないこと。

⑸　会館の清潔を保つこと。

⑹　会館及び会館敷地内の秩序と安全を保つこと。

⑺　無断でみだりに物品等を移動しないこと。

⑻　前各号の規定を守るために必要な数の整理員を置くこと。

⑼　その他係員の指示した事項に従うこと。

（入場者の守るべき事項）

第13条　会館の入場者は、館内における平穏、安全及び清潔の保持のため、次の事項を守らなければならない。

⑴　所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

⑵　騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

⑶　館内を汚さないこと。

⑷　所定の場所以外に出入りしないこと。

⑸　その他係員又は使用者の指示に従うこと。

２　館長は、前項各号の一に違反した者に対して、退場を命ずることができる。

（入場の制限）

第14条　館長は、次の各号のいずれかに該当する者には入場を拒否することができる。

⑴　感染性の疾病又は精神に異状があると認められる者

⑵　他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけると認められる物品又は動物の類を携行する者

(3)　監護を要する幼児又は老人であつて付添人のいない者

(4)　その他会館の管理上支障があると認められる者

（開館時間）

第15条　会館の開館時間は、午前９時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第16条　会館の休館日は、12月29日から翌年の１月３日までとする。ただし、会館の管理上必要がある場合は、臨時に休館することができる。

（指定管理者による管理）

第17条　条例第14条第１項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合における第２条から第５条まで、第11条、第13条、第14条、第３号様式及び第４号様式の規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第２条第１項中「市民会館使用許可申請書（第１号様式）」とあるのは「市民会館使用許可申請書」と、第４条第２項中「市民会館使用許可取消申出書（第２号様式）」とあるのは「市民会館使用許可取消申出書」と、第３号様式及び第４号様式中「苫小牧市民会館長」とあるのは「苫小牧市長」とする。

（利用料金の承認の申請等）

第18条　条例第15条第３項の承認（以下「利用料金の承認」という。）を受けようとする指定管理者は、利用料金承認申請書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により提出された申請書の内容が、次の基準に適合すると認めるときは、利用料金の承認をするものとする。

(1)　利用料金の額が、条例別表及び別表１から別表３までに定める金額の範囲内であること。

(2)　利用料金の周知方法が適切であること。

(3)　利用料金の収受方法が適切であること。

(4)　利用料金の免除について定めがある場合は、公益上の理由その他適当と認められる理由がある場合に免除することとされていること。

(5)　利用料金の還付について定めがある場合は、使用者の責めに帰することのできない理由により会館を使用できなくなつた場合その他相当と認められる理由がある場合に還付することとされていること。

(6)　その他公の施設の利用料金として不適当な事項が定められていないこと。

（雑則）

第19条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、昭和43年10月18日から施行する。

２　苫小牧市民会館条例施行規則（昭和28年規則第12号）及び苫小牧市民会館運営委員会規則（昭和28年規則第20号）は、廃止する。

附　則（昭和44年４月１日規則第17号改正）

１　この規則は、昭和44年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の別表第１及び別表第２の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みから適用し、施行日の前日までの申込みについては、なお従前の例による。

附　則（昭和45年４月１日規則第21号改正）

この規則は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則（昭和46年９月１日規則第46号改正）

この規則は、昭和46年９月１日から施行する。

附　則（昭和47年10月23日規則第22号改正）

この規則は、昭和47年11月１日から施行する。

附　則（昭和48年３月２日規則第４号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年４月25日規則第20号改正）

１　この規則は、昭和48年５月１日から施行する。

２　この規則による改正後の別表３の規定は、この規則の施行日（以下「施行日」という。）以後の申込みから適用し、施行日の前日までの申込みについては、なお従前の例による。

附　則（昭和48年６月１日規則第23号改正）

この規則は、昭和48年６月１日から施行する。

附　則（昭和49年４月16日規則第22号改正）

この規則は、昭和49年４月16日から施行する。

附　則（昭和51年４月１日規則第７号改正）

１　この規則は、昭和51年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市民会館条例施行規則第８条及び別表１から別表３までの規定は、この規則の施行日以後の申請に係る使用料金及び暖房料金について適用し同日前の申請に係る使用料金及び暖房料金については、なお従前の例による。

附　則（昭和51年12月22日規則第48号改正）

この規則は、昭和52年１月１日から施行する。

附　則（昭和52年２月１日規則第２号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年12月21日規則第45号改正）

この規則は、昭和54年１月１日から施行する。

附　則（昭和54年２月８日規則第１号改正）

１　この規則は、昭和54年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市民会館条例施行規則別表１及び別表２の規定は、この規則の施行日以後の申請に係る使用料金について適用し、同日前の申請に係る使用料金については、なお従前の例による。

附　則（昭和55年４月30日規則第20号改正）

１　この規則は、昭和55年５月１日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市民会館条例施行規則別表１及び別表２の

規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る使用料金に適用し、同日前の申請に係る使用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成３年10月21日規則第28号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年３月28日規則第５号改正）

１　この規則は、平成４年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市民会館条例施行規則は、この規則の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成７年３月16日規則第４号改正）

１　この規則は、平成７年３月22日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市民会館条例施行規則別表３（205号会議室に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可の申請に係る暖房料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る暖房料については、なお従前の例による。

附　則（平成８年１月23日規則第１号改正）

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市民会館条例施行規則別表１及び別表３の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成10年８月31日規則第37号改正抄）

１　この規則は、平成10年９月１日から施行する。

３　次の左欄に掲げるこの規則による改正前の規則の規定による申請書等の用紙は、当分の間、それぞれ右欄に掲げる申請書等として使用することができる。

第1条の規定による改正前の苫小牧市	同条の規定による改正後の苫小牧市民会

民会館条例施行規則の規定による第1号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式	館条例施行規則第1号様式の市民会館使用許可申請書、同規則第2号様式の市民会館使用許可取消申出書、同規則第3号様式の市民会館使用料延納申出書及び同規則第4号様式の市民会館使用料減免申請書

附　則（平成11年３月31日規則第13号改正抄）

１　この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成14年５月17日規則第25号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年３月31日規則第19号改正）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日規則第13号改正）

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市民会館条例施行規則別表１、別表２及び別表３の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成22年３月31日規則第14号改正）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月31日規則第13号改正）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

別表１（第５条関係）

大ホール附属施設及び備付物品使用料

種別	品名	単位	使用料
舞台関係	所作台	1式	6,000円
	反響板	1式	5,000円
	リノリューム	1式	5,000円

	ドライアイスマシン		1台	3,000円
	スモークマシン		1台	3,000円
	地がすり		1枚	1,500円
	イントレ		1式	1,500円
	金びょう風		半双	1,000円
	幕		1枚	1,000円
	演壇	大	1式	1,000円
		小	1台	500円
	大太鼓		1台	700円
	つりバトン		1本	500円
	指揮台		1台	200円
	めくり台		1台	200円
	座布団		1枚	200円
	長座布団		1枚	150円
	平台	1.2m×1.8m	1台	150円
		0.9m×1.8m	1台	100円
		0.9m×1.2m 0.9m×0.9m	1台	50円
	譜面台	指揮者用	1台	150円
		大	1台	100円
		小	1台	50円
	毛せん		1枚	100円
	上敷		1枚	100円
	開き足		1台	70円
	箱足		1台	50円
照明関	調光操作卓		1式	5,000円

係	仕込電気料		1回	1日につき　5,000円
	カラーフィルター		1組	4,000円
	持込器具電源	特殊電源	10kWまで	3,000円
			1kW増すごとに	300円
		コンセント	1箇所	250円
	エフェクトシステム		1式	2,000円
	エフェクトマシン		1台	1,500円
	エフェクトスポットライト	1kW超	1台	1,500円
		1kW以下	1台	800円
		0.5kW以下	1台	500円
	ピンスポットライト	センター	1台	1時間につき　1,500円
		サイド	1台	1時間につき　1,000円
	ムービング操作卓		1式	1,200円
	ホリゾンライト		1回路	800円
	サスペンションライトバトン		1本	700円
	ボーダーライト		1回路	650円
	ムービングスポットライト		1台	400円
	フットライト	舞台	1回路	400円
		花道	1回路	200円
	スポットライト	1.5kW超	1台	400円
		1.5kW以下	1台	300円
		1kW以下	1台	250円

			0.5kW以下	1台	200円
	ストリップライト			1台	300円
	スタンド	ハイスタンド		1本	300円
		ハイスタンド以外		1本	100円
	カラースクローラー			1台	200円
	先玉			1台	200円
音響関係	持込音響設備電源			1回	1日につき 10,000円
	ホワイエ用放送設備			1式	5,000円
	音声調整卓	調整室用		1式	5,000円
		移動用	大	1台	3,000円
			小	1台	1,000円
	マイクロフォン		ワイヤレス式	1式	2,500円
			ステレオ式	1式	2,500円
			コンデンサー式	1本	1,200円
			ダイナミック式	1本	1,000円
	埋設マルチ回線			1回	1日につき 2,000円
	フライング昇降装置			1回	1日につき 2,000円
	テジタル機器			1台	1,500円
	アナログ機器		オープンリール式	1台	1,200円
			カセットテープ式	1台	800円
	エフェクター			1台	1,000円

	増幅装置	プロセニアムスピーカー、サイドスピーカー、フライングスピーカー、映画用スピーカー		1基	1,000円
		ステージモニタースピーカー、ウォールスピーカー、フロントスピーカー、バックスピーカー、シーリングスピーカー		1基	500円
	ダイレクトボックス			1台	800円
	エレベーター装置			1基	500円
	三点つり装置			1式	500円
	各種スタンド			1本	100円
映写関係	映写機	35mm用		1式	1時間につき 5,000円
		16mm用		1式	1時間につき 3,000円
	スクリーン		昇降式	1式	2,500円
			仮設式	1式	1,000円
			移動式	1式	300円
	液晶プロジェクター			1台	1,400円
	オーバーヘッドプロジェクター			1台	1,000円
	ビデオデッキ			1台	500円
その他	ピアノ	外国製大型		1台	12,000円
		日本製大型		1台	6,000円
		日本製小型		1台	3,000円
	浴室			1室	1,500円

	楽屋			1室	1,000円
	姿見			1台	200円
	黒板			1台	200円
	テーブル		幕あり	1台	150円
			幕なし	1台	100円
	展示パネル			1枚	50円
	いす	パイプいす以外		1脚	50円
		パイプいす		1脚	30円

備考

１　使用料は、使用料の欄に別に定めがあるものを除き、条例別表に定める午前、午後又は夜間の各時間区分の使用ごとに１単位の使用として算定する。

２　ホワイエ用放送設備の内訳は、次のとおりとする。

音声調整卓（移動用・小）１台、マイクロフォン（ダイナミック式）２本、アナログ機器（カセットテープ式）１台、増幅装置（ウォールスピーカー）１基及び各種スタンド２本

３　ピアノの使用料には、調律料を含まない。

別表２（第５条関係）

小ホール・会議室等附属施設及び備付物品使用料

種別	品名		単位	使用料
舞台関係	ドライアイスマシン		1台	3,000円
	演壇		1台	500円
	金びょう風		半双	350円
	座布団		1枚	200円
	譜面台	指揮者用	1台	150円
		大	1台	100円
		小	1台	50円

	平台		1台	100円
	毛せん		1枚	100円
	箱足		1台	50円
	上敷		1枚	50円
照明関係	持込器具電源	特殊電源	6kWまで	1,800円
			1kW増すごとに	300円
		コンセント	1箇所	250円
	調光操作卓		1式	1,200円
	エフェクトシステム		1式	1,000円
	ピンスポットライト（移動用）		1台	1時間につき　1,000円
	ホリゾンライト	アッパー	1式	600円
		ロアー	1式	600円
	カラーフィルター		1組	500円
	スポットライト	1kW以下	1台	250円
		0.5kW以下	1台	200円
	スタンド		1本	100円
音響関係	持込音響設備電源		1回	1日につき　5,000円
	マイクロフォン	ワイヤレス式	1式	2,000円
		コンデンサー式	1本	1,200円
		ダイナミック式	1本	1,000円
	会議用放送設備		1式	1,500円
	音声調整卓　調整室用		1式	1,200円

		移動用・小	1台	1,000円
	デジタル機器		1台	1,000円
	ダイレクトボックス		1台	800円
	増幅装置	プロセニアムスピーカー	1基	800円
		ステージモニタースピーカー	1基	500円
	アナログ機器		1台	600円
	エフェクター		1台	500円
	各種スタンド		1本	100円
映写関係	液晶プロジェクター		1台	1,400円
	オーバーヘッドプロジェクター		1台	1,000円
	スクリーン	小ホール用	1式	1,000円
		移動用	1台	300円
		会議室用	1台	300円
	モニターテレビ・ビデオデッキ		1式	1,000円
その他	婚礼用セット		1式	10,000円
	ピアノ（日本製小型）		1台	3,000円
	姿見		1台	200円
	ホワイトボード		1台	200円
	テーブル		1台	1日につき　100円
	展示パネル		1枚	50円
	パイプいす		1脚	1日につき　30円

備考

1　使用料は、使用料の欄に別に定めがあるものを除き、条例別表に定める午前、午後又は夜間の各時間区分の使用ごとに１単位の使用として算定する。

２　会議室用放送設備は、マイクロフォン（ダイナミック式）及び各種スタンド各１本又は２本とする。

３　婚礼用セットの内訳は、次のとおりとする。

金びょう風２双、平台８台、調光操作卓１式、エフェクトシステム１式、ホリゾンライト１式、カラーフィルター１組、スポットライト（0.5kW以下）27台、マイクロフォン（ダイナミック式）３本、音声調整卓（調整室用）１式、増幅装置（プロセニアムスピーカー）２基、増幅装置（ステージモニタースピーカー）２基、アナログ機器２台、エフェクター１台及び各種スタンド３本

４　ピアノの使用料には、調律料を含まない。

別表３（第５条関係）

暖房料金表

区分	料金			
	午前	午後	夜間	1日
大ホール	13,500円	16,800円	21,900円	47,000円
小ホール	4,100円	5,100円	6,700円	14,400円
101号室	1,000円	1,200円	1,600円	3,300円
201号室	900円	1,100円	1,500円	3,200円
202号室	800円	900円	1,200円	2,700円
203号室	800円	900円	1,200円	2,700円
205号室	1,500円	1,800円	2,300円	4,900円
206号室	1,200円	1,400円	1,800円	3,900円
207号室	500円	700円	1,000円	1,900円
210号室	300円	400円	600円	1,200円
211号室	300円	400円	600円	1,200円
212号室	300円	400円	600円	1,200円
213号室	300円	400円	600円	1,200円

215号室	300円	400円	600円	1,200円
216号室	300円	400円	600円	1,200円
303号室	1,100円	1,400円	1,900円	4,000円
305号室	500円	700円	1,000円	1,900円

備考

１　小ホール及び305号室を婚礼に使用する場合の暖房料金は、各室ごとに１回につき午前の料金とする。

２　303号室を婚礼に使用する場合の暖房料金は、１回300円とする。

第1号様式(第2条関係)

大ホール
市民会館 小ホール 使用許可申請書
会議室等

年　月　日

市民会館長様

申請者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名
(団体名及び代表者名)＿＿＿＿＿＿＿＿

使用年月日及び区分	年月日	曜日	午前 9.00～12.00	午後 13.00～17.00	夜間 18.00～22.00	1日 9.00～22.00	使用室	入場予定人員名
	・　・							会議室等セット内容 学校式・□型式 コ型式・宴会式 イスのみ・流れ式 その他(　　)
	・　・							
	・　・							
	・　・							
	・　・							

行事名									
使用種別	大会・総会	会議	講演・講習	演劇・芸能	純音楽・軽音楽	洋舞・邦舞	婚礼・研究	映画・展示	その他(　)

ふりがな		ふりがな	
新郎氏名		使用責任者氏名	
ふりがな		連絡先	(　)　―
新婦氏名			

準備開始時間	開場時間	開演(会)時間	終演(会)時間	入場料	その他
	1	1	1	S　円	
	2	2	2	A　円	
	3	3	3	B　円	
				C　円	

備考

下欄は、記入しないでください。

会場使用料	備品使用料	暖房料	合計	料金納入内訳
円	円	円	円	○前納(　年　月　日) ○延納

決裁年月日	館長・係長・係・合議	決定 ○許可する ○許可しない	予定表記載		許可番号 第　号

第2号様式(第4条関係)

苫小牧市民会館使用許可取消申出書

年　　月　　日

苫小牧市民会館長　　様

申出者　住　　所
(所　在　地)
氏　　名
(団体名及び代表者名)

使用許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　第　　号
取消し申出の内容 (月日、使用区分、室名又は室番号)	
取消し申出の理由	

(注)　下の欄には、記入しないこと。

還付の処理 不還付 一部還付 全額還付		会場使用料	附属施設備付物品使用料	暖房料	使用料合計
	既納の使用料	円	円	円	円
	還付額				

科目	款	項	目	節

決裁	館長	係長	係	調定番号 第　　号	備考
・ ・					

第3号様式(第6条関係)

市民会館使用料延納申出書

年　　月　　日

苫小牧市民会館長　　様

申出者　住　　所
(所　在　地)＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名
(団体名及び代表者名)＿＿＿＿＿＿＿＿

使用日時、区分及び室名	使用許可申請書記載のとおり
延納を希望する使用料の額	円
希望する納期限	年　　月　　日
前納することができない理由	

(注)　下の欄には、記入しないこと。

延納の処理 申出どおり 金額変更(　　円) 納期変更(　・　・　) 延納不可				決定の理由
決裁 ・ ・	館　長	係　長	係	備考

第4号様式(第7条関係)

市民会館使用料減免申請書

年　　月　　日

苫小牧市民会館長　　様

申請者　住　　所
(所　在　地)＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名
(団体名及び代表者名)＿＿＿＿＿＿＿＿

使用日時、区分及び室名	使用許可申請書記載のとおり
使用目的(行事名)	使用許可申請書記載のとおり
減額又は免除の別及び内容	減　額(　　割) 免　除
減免の理由(主催者、行事の内容等を具体的に記入すること。)	

(注)　下の欄には、記入しないこと。

決定 免除する 減額する(　　割) 減免しない				決定の理由			
決裁 ・ ・	館長	係長	係	会場使用料	その他の使用料	減免額	徴収額
				円	円	円	円

第5号様式(第18条関係)

市民会館利用料金承認申請書

年　　月　　日

苫小牧市長　様

住　　所

申請者　団　体　名　　印

代表者氏名

設定(変更)しようとする利用料金に関する事項	
変更する理由	
実施時期	
周知方法	
備考	

添付書類

1　設定(変更)する利用料金表及び利用料金の算定方法を記載した書類

2　設定(変更)する利用料金の収受、減免、還付等に関する規程

3　その他市長が必要と認める書類

第１号様式（第２条関係）

第２号様式（第４条関係）

第３号様式（第６条関係）

第４号様式（第７条関係）

第５号様式（第18条関係）